◇住民投票請求手続き

請求代表者

提出(第2条第1項)

添付

- ·住民投票実施請求書(様式第1号)
- 住民投票実施請求代表者証明書交付申請書(様式第2号)

村長

第2条第2項

- ・請求の要旨が条例第2条に規定する村政に係る重要事項に該当しない
- ・条例第5条第1項に規定する二者択一で賛否を問う形式のものではない
- 請求書に形式上の不備がある

場合は補正を求める

補正をしないとき 却下 (第2条第3項)

選挙管理委員会

·請求代表者が条例第9条に規定する投票資格者名簿に登録されている者であ るか確認

・請求代表者に住民投票実施請求代表者証明書(様式第3号)を交付し、その旨を告示する(第2条第4項)

請求代表者

・署名収集(第3条第1項) ←<住民投票実施請求代表者証明書を交付・告示>があった日から 30日以内(第3条第7項)>

住民投票実施請求者署名簿(様式第4号)



→ 期間満了の日の翌日から起算して5日以内(第4条第1項) 署名簿の提出

選挙管理委員会

5日を超えた場合

却下 (第4条第2項)

- ·署名簿の審査、署名の効力の決定·証明(第6条第1項) ← 20日以内 住民投票実施請求者署名簿証明書(様式第7号)により証明 署名簿に署名した者の有効署名の総数を告示する。
- 署名簿を請求代表者に返付する。(第7条第1項) 署名簿の末尾に総数・有効署名・無効署名の総数を記載(第7条第2項)

請求代表者

・住民投票の請求←返付を受けた日から5日以内(第8条第1項)

添付(第8条第1項)

- ・住民投票実施請求書(様式第1号)
- •署名簿(様式第4号)
- ·署名簿証明書(様式第7号)

・有効署名の総数が50分の1又は4分の1に達しないとき

5日を超えた場合

却下 (第8条第2項)

村長

○有効署名の総数が4分の1を超えたとき

○有効署名の総数が50分の1以上のとき



村議会



議決

住民投票